平成１１・０６・０９貿局第２号
平成１１年６月１８日
貿易局

「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第１号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第１号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号）の一部を下記のように改正し、平成１１年６月１８日から実施する。

記

１の（１）の文中の「外為令」を「外国為替令（昭和５５年政令第２６０号。以下「外為令」という。）」に改める。

２の（２）の文中の「外国為替令（昭和５５年政令第２６０号。以下「外為令」という。）」を「外為令」に改める。

１の（２）のシを次のように改める。
シ　必要最小限対象外品目とは、貨物の輸出に伴う必要最小限の技術提供についても役務取引の許可申請が必要な特定の種類の貨物であって、別紙２に掲げるものをいう。

１の（２）のシの次に次のように加える。
ス　暗号機能等プログラムとは、プログラムであって、次に掲げるものをいう。
（ア）　輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）別表第１の８の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第７条第１号ハに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第２０条第１項第３号若しくは第６号又は第２項第２号若しくは第３号に該当するもの
（イ）　外為令別表の８の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第２０条第２項第６号から第９号までのいずれかに該当するもの
（ウ）　輸出令別表第１の９の項（７）から（１１）までに掲げる貨物であって、貨物等省令第８条第９号から第１３号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第２１条第１項第７号、第９号、第１０号又は第１４号に該当するもの
セ　対称アルゴリズムとは、暗号化と復号化の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。

２の（１）を次のように改める。
（１）根拠法令及び事務の取扱い
特定技術を非居住者に対して提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、外為法第２５条第１項の規定に基づき、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
なお、この通商産業大臣の許可（役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙２－２に定める事務取扱区分により、貿易局安全保障貿易管理課（通商産業省組織令（昭和２７年政令第３９０号）第３７条でいう貿易局安全保障貿易管理課をいう。以下同じ。）又は通商産業局（通商産業省設置法第１０条でいう通商産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）及び沖縄総合事務局（沖縄開発庁設置法（昭和４７年法律第２１９号）第６条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課（北海道通商産業局産業部国際課、東北通商産業局産業部政策課、関東通商産業局産業企画部通商課、中部通商産業局産業企画部国際課、近畿通商産業局通商部通商課、中国通商産業局産業部国際課、四国通商産業局産業部地域振興課、九州通商産業局産業部国際課、横浜通商事務所輸出課、清水通商事務所、神戸通商事務所総務課、関門通商事務所又は沖縄総合事務局通商産業部商務通商課をいう。以下同じ。）が行う。ただし、「一般包括輸出許可等取扱要領」（平成６年３月１８日付け６貿局第２１１号・輸出注意事項６第６号。以下「取扱要領」という。）に定める一般包括役務取引許可及び特定包括役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。

２の（３）を次のように改める。
（３）有効期限の延長又は許可証の内容変更の申請
役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請は、貿易外省令第２条第

３項に規定する変更許可申請書（貿易外省令別紙様式第５）に別紙４に掲げる書類を添付して行うものとする。

２の（４）を次のように改める。

（４）輸出許可申請と同時に行う申請

同一の契約に基づき、外為法第４８条第１項に基づく許可（以下「輸出の許可」という。）及び役務取引の許可の申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる（通商産業省貿易局輸出課若しくは総務課農水産室又は通商産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出の場合を除く。）。

２の（５）の文中の「（昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号）」の次に「（以下「運用通達」という。）」を加える。

３の（１）を次のように改める。

（１）公知の技術（プログラムを除く。）その他不特定多数の者が自由に入手できる情報であって、次に掲げるものを提供する取引

ア　新聞、書籍、雑誌、カタログ等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術データ（取扱説明書、保守マニュアル等特定の製品の購入に際して添付されている情報は公知の技術には該当しない）

イ　学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術データ

ウ　図書館、工場の見学コース、講演会、展示会その他で不特定多数の者が閲覧又は聴講可能な技術データ又は技術支援

エ　学会発表用の原稿、製品発表会での配布資料、雑誌への投稿等公知とするための技術データ

３の（４）を削り、（５）を（４）とし、（６）を（５）とし、（４）を次のように改める。

（４）プログラムであって、次に掲げるものを提供する取引

ア　販売店の在庫から、購入に関して何ら制限されず、店頭において又は郵便若しくは電話による注文により、販売されるものであって、その使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの（外為令別表の２の項に該当するもの及び暗号機能等プログラムを除く。）

イ　プログラムが公知の技術になっているもの

ウ　暗号機能等プログラムであって、次の（ア）から（エ）までのすべてに該当するもの

（ア）　販売店の在庫から、購入に関して何ら制限されず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売されるもの

（イ）　暗号機能が使用者によって変更できないもの

（ウ）　プログラムの使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

（エ）　アルゴリズムの鍵の長さ（奇偶検査のため付加されるビットであるパリティビットを除く。）が６４ビットを超える対称アルゴリズムを用いないもの

エ　外為令別表の８の項（２）に該当するプログラム（外為令別表の１６の項に該当するものを含む。）のみであって、貨物等省令第７条第３号ロ又はハのみに該当するデジタル電子計算機が実行できる形式のもののうち、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に該当しない貨物のために特別に設計されたプログラムであって、同表の１から１５までの項の中欄に該当するデジタル電子計算機で実行させることを目的としないもの。ただし、当該プログラムを提供する取引が貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第１項第４号イの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（平成１０年通商産業省告示第１１２号。以下単に「告示」という。）の規定に該当する場合（輸出令別表第４の２に掲げる地域において提供することを目的とする取引を除く。）及び貿易外省令第９条第１項第４号ロの規定に基づく通商産業大臣からの通知を受けた場合は、この限りでない。

オ　輸出令別表第一に該当する貨物（必要最小限対象外品目を除く。）と同時に提供されるプログラムであって、次の（ア）及び（イ）に該当するもの

（ア）　当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの

（イ）　当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないもの

別紙１の６の項中

「

	数値制御	２の「数値制御」の解釈に同じ

」

の次に

「

	省令第18条第３項第１号中のプログラム	省令第５条第２号から第５号までのいずれにも該当しない工作機械を数値制御するために特別に設計され、又は変更されたものを除く。

」

を加える。

別紙１の９の項中

「

	同期デジタルハイアラーキー	各種の媒体上で同期伝送フォーマットを用い、各種のデジタルトラヒックに対して管理、多重化及びアクセスするための手段を実現するデジタルハイアラーキをいう。フォーマットは、ＣＣＩＴＴ勧告G703、G707、G708、G709及びその他未発行のもので定義される同期転送モジュールに基づく。一次群の速度は155.52Mbit/sである。
	同期光ネットワーク	同期伝送フォーマットを用いる各種のデジタルトラヒックに対して、管理、多重化及びアクセスするための手段を実現する光ファイバーを用いた網をいう。フォーマットは、同期転送モジュールを使用し、その基本転送モジュールとして一次群の速度が51.81Mbit/sの同期転送信号を用いる。
	スイッチファブリック	交換されるべき、入力され通過するメッセージトラクヒックのための物理的又は論理的接続を実現する貨物及びその関連ソフトウェアをいう。
	サービス総合デジタル網	電話網、電信網、データ通信網、画像網、移動体通信網等を、デジタル技術を用いて統合一体化した通信網のことをいう。

」

を削り、

「

	ソースコード	８の「ソースコード」の解釈に同じ

」

の次に

「

	ダイナミックルーティング方式	時時刻刻変化するトラヒックの状態の検知及び解析に基づき自動的な経路選択を行う方式（あらかじめ定められた情報に基づき経路選択を行うものを除く。）をいう。
	伝送通信装置	終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、多重変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲートウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機及び音波（超音波を含む。）を搬送波とする水中通信装置を含む。
	電子式交換装置	ルーター機能を有する装置を含む。
	デジタル伝送方式を用いたもの	アナログ信号をデジタル信号に変換して伝送する方式のものを含む。
	非同期転送モ	情報の伝送速度によりセルの再起頻度が決定されるように情報を

	ード	構成し転送する技術をいう。
	光交換機能を有するもの	電気信号への変換を行わずに光信号の経路選択又は交換を行うことができるように設計したものをいう。
	セルラー無線通信に用いられる装置	携帯用電話機端末、無線基地局装置、無線基地局制御装置、移動通信用電子式交換装置及び携帯用電話機端末の位置登録用データベース装置をいう。
	スペクトル拡散	相対的に狭い通信チャネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。
	周波数ホッピング	スペクトル拡散の一方式であり、一通信チャネルの送信周波数を離散的なステップで変化させる技術をいう。

」

を加える。

別紙１の１６の項中

「

	貨物等省令第14条の２第85号に該当する貨物の使用に専ら係る技術		アプリケーションプログラムであって、ロケット搭載用の電子計算機を使用するために特別に設計又は変更されたプログラム以外のものを除く。

」

を

「

	貨物等省令第14条の２第85号に該当する貨物の使用に専ら係る技術	アプリケーションプログラムであって、ロケット搭載用の電子計算機を使用するために特別に設計又は変更されたプログラム以外のものを除く。

」

に改める。

別紙２を次のように改める。

別紙２

１　輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物

２　輸出令別表第１の２の項（１）から（３）までのいずれか、（５）、（７）又は（１０の２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１号から第３号までのいずれか、第５号、第７号又は第１０号の２に定める仕様に該当するもの

３　輸出令別表第１の２の項（４）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第４号イに定める仕様に該当するもの

４　輸出令別表第１の２の項（６）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第６号（核燃料物質の成型加工用の装置に限る。）に定める仕様に該当するもの

５　輸出令別表第１の２の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第８号イに定める仕様に該当するもの

６　輸出令別表第１の２の項（１０）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１０号イに定める仕様に該当するもの

７　輸出令別表第１の５の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第４条第２号に定める仕様に該当するもの

８　輸出令別表第１の５の項（１４）に掲げる貨物であって、貨物等省令第４条第１２号ハ（一）又はニに定める仕様に該当するもの

９　輸出令別表第１の１１の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１０条第１号に定める仕様に該当するもの

10　輸出令別表第１の１１の項（２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１０条第２号に定める仕様に該当するもの

11　輸出令別表第１の１１の項（３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１０条第３号に定める仕様に該当するもの

12　輸出令別表第１の１１の項（４）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１０条第４号

イに定める仕様に該当するもの
13　輸出令別表第１の１２の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１１条第１号又は３号に定める仕様に該当するもの
14　輸出令別表第１の１２の項（２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１１条第４号ロ若しくはハ、第９号ホ、ヘ、ト、チ若しくはリ又は第１０号イ、ロ、ハ、ニ、ホ若しくはトに定める仕様に該当するもの
15　輸出令別表第１の１２の項（３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１１条第２号に定める仕様に該当するもの
16　輸出令別表第１の１２の項（６）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１１条第８号に定める仕様に該当するもの
17　輸出令別表第１の１３の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１２条第１号ハに定める仕様に該当するもの
18　輸出令別表第１の１３の項（２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１２条第４号又は１０号イ、ロ若しくはハに定める仕様に該当するもの
19　輸出令別表第１の１３の項（３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１２条第５号、６号、７号、８号、９号又は１０号ニに定める仕様に該当するもの
20　輸出令別表第１の１３の項（４）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１２条第１１号から１９号までのいずれかに定める仕様に該当するもの
21　輸出令別表第１の１４の項の中欄に掲げる貨物
22　輸出令別表第１の１５の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１４条第１号に定める仕様に該当するもの
23　輸出令別表第１の１５の項（２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１４条第２号に定める仕様に該当するもの
24　輸出令別表第１の１５の項（１１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１４条第１１号に定める仕様に該当するもの

別紙２の次に次のように加える。

別紙２－２

役務取引許可事務の取扱区分

１　役務取引の許可

外為法第２５条第１項第１号の規定に基づく役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

（１）役務取引許可申請書の受付け

役務取引許可申請書（「申請書」という。以下１において同じ。）の受付けは、通商産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、本別紙の１（２）イの規定により貿易局安全保障貿易管理課が役務取引の許可事務を行う取引に係る申請書の受付けは、貿易局安全保障貿易管理課が行うことができる。

（２）役務取引許可事務の取扱区分

役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

ア　通商産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引

取扱要領のⅠのⅠ－１の二の２の規定に基づき貿易局長が別に定める一般包括輸出許可等について（平成８年９月６日付け８貿局第３７６号・輸出注意事項８第２１号）のⅠの１の（２）の第１種一般包括役務取引許可の範囲（以下「第１種一般包括役務取引許可範囲」という。）における取引（取扱要領のⅠのⅠ－１の四の２の（１）及び（２）の規定に基づき第１種一般包括役務取引許可を取り消すものとされる取引並びに本別紙の１（２）イにおいて貿易局安全保障貿易管理課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。）

イ　貿易局安全保障貿易管理課が役務取引の許可を行う取引

（ア）　第１種一般包括役務取引許可範囲以外の範囲における取引及び本別紙の１（２）アの規定により通商産業局又は沖縄総合事務局が役務取引の許可を行う取引の対象外となっている取引

（イ）　本別紙の１（２）アに掲げる取引であって、同一の契約に基づき、輸出許可（運用通達の別表第１の１の１－２の１－２－２で定める本省貿易局安全保障貿易管理課が輸出の許可事務を行う輸出に係るものに限る。ただし、通商産業省貿易局輸出課若しくは総務課農水産室又は通商産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出を含む許可に係るものを除く。）と同時に申請される許可に係る取引

２　役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更

役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更の申請の受付け及び許可事務は、当該役務取引許可を行った通商産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は貿易

局安全保障貿易管理課が行うこととするほか、１に定める役務取引の許可の規定を準用する。

３　管轄区域

通商産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、役務取引の許可事務を行う。

（１）関東通商産業局
近畿通商産業局
中部通商産業局　｝全国

（２）上記以外の通商産業局　通商産業組織令第１１９条に掲げる管轄区域
通商事務所　当該通商事務所の属する通商産業局の管轄区域

（３）沖縄総合事務局　沖縄開発庁設置法第７条に掲げる管轄区域

別紙３の第１の注２を注３とし、注３を注４とし、注４を注５とし、注５を注６とし、注１の次に次のように加える。

注２：別紙２－２の１（２）アにおいて通商産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合にあっては、上記（３）、（４）及び（６）の添付を要しない。

別紙３の第１の注６を次のように改める。

注６：外為令別表の１６の項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第９条第１項第４号イ又は口に該当する場合には、その旨を申請理由書（参考様式１）に記載すること。また、イに該当する場合には、告示の該当号についても記載すること。

別紙３の第２の２の（１）を次のように改める。

（１）申請者記名押印又は署名

申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名するとともに、押印し、又は署名する。

代表者以外の者が記名するとともに、押印し、又は署名する場合は、別に委任状を添付すること。

別紙３の第２の２の（４）の③を次のように改める。

③　契約の期間並びに始期及び終期

契約の期間を記載する。ただし、技術の提供予定時期が明らかな場合は、「役務取引許可取得後１か月以内」等提供予定期間を記載する。

別紙４の第１の注１を注２とし、注２を注３とし、注３を注４とし、（８）の次に次のように加える。

注１：別紙２－２の１（２）アにおいて通商産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合にあっては、上記（５）、（６）及び（７）の添付を要しない。

別紙４の第２の２の（１）を次のように改める。

（１）申請者記名押印又は署名

申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名するとともに、押印し、又は署名する。

代表者以外の者が記名するとともに、押印し、又は署名する場合は、別に委任状を添付すること。

別紙４の第２の２の（２）を次のように改める。

（２）住所・居所又は所在地

申請者の住所・居所又は法人の所在地（登記簿上の所在地、代表者の常勤場所等）を記載する。

別紙４の第２の２の（４）を次のように改める。

（４）原許可年月日及び原許可番号

当初の許可年月日及び許可番号を記入する。

別紙４の第２の２の（５）を次のように改める。

（５）変更の内容

変更した字句に下線を附して記載すること。

参考様式１を次のように改める。

参考様式１

申請日　年　月　日

申請理由書

通商産業大臣　殿

申請者
（名称及び代表者名の記名押印又は署名）

（住所）

申請の理由（役務取引許可申請に至る経緯等）

上記による申請の技術は、外為令別表の　の項（　）、貨物等省令第　条第　項第　号　（輸出令別表第一　の項　貨物等省令第　条第　項第　号　の設計・製造又は使用に係る技術）に該当しますので、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項の規定により役務取引許可申請をいたします。

参考様式３を次のように改める。

参考様式３

申請日　年　月　日

申請理由書（延長又は変更）

通商産業大臣　殿

申請者
（名称及び代表者名の記名押印又は署名）

（住所）

申請の理由（役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更に至る経緯等）

上記による申請の技術は、外為令別表の　の項（　）、貨物等省令第　条第　項第　号　（輸出令別表第一　の項　貨物等省令第　条第　項第　号　の設計・製造又は使用に係る技術）に該当しますので、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項の規定により役務取引許可申請をいたします。